

様似町「新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援金」

申請の手引き

(令和2年5月15日版)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、北海道の休業要請等に協力する事業者へ支援金を給付する制度です。

支援金イメージ				
支援金額	道の支援金 30万円	町の支援金 10万円	町の支援金 20万円	町の支援金 (4/25~5/15 対応) 30万円
		道の支援金 20万円	道の支援金 10万円	
※4/30~5/15 の間の対応 町の支援15万円				
対象者	①北海道による休業要請等の対象施設の 法人事業者、個人事業者		②午後7時以降の 酒類提供を自粛する 飲食店	③酒類提供がない 飲食店等
対象例	スナック、学習塾、英会話、生け花、書道、 そろばん塾、スポーツグッズ店、写真店など		料理店、喫茶店、居酒屋など	

【申請書類チェックリスト】

<input type="checkbox"/>	① 様似町休業等支援金申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	② 誓約書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	③ 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」申請書の写し
<input type="checkbox"/>	④ 営業の実態が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	⑤ 業種・業態が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	⑥ 休業等の状況が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	⑦ 感染リスクを低減する自主的な取り組みが確認できるもの
<input type="checkbox"/>	⑧ 通帳の写し
<input type="checkbox"/>	⑨ 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】

※④~⑨については、北海道の申請（添付）書類と同様のものです。

【申請先】 〒058-0014 様似郡様似町大通122番30

様似町商工会（電話番号:0146-36-2416）

様似町「新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援金」実施要項

(趣 旨)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、北海道の休業要請等に協力し店舗の休業や営業時間の短縮等を施し、感染リスクを低減する自主的な取組みを行う様似町内の事業者を対象に、支援金を給付いたします。

(対象者)

(1) 北海道による休業要請等の対象施設の法人事業者・個人事業者

- 1、北海道が休止要請する施設（特措法施工令第11条に該当するもの）を様似町内で営む個人事業主
- 2、北海道が特措法によらない協力依頼を行う施設を様似町内で営む個人事業主
- 3、酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類を取り止めた様似町内の事業者

(2) 北海道による休業要請等によらない法人事業者・個人事業者

- 1、酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮を実施した様似町内の事業者

(給付要件)

下記の(1)または(2)の対応時期において、【1】及び【2】の取組みを行うこと

(対応時期及び給付額)

(1) 対応時期：令和2年4月25日～令和2年5月15日

- 1、北海道が休止要請する施設を営む個人事業主 10万円
- 2、北海道が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主 10万円
- 3、酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類を取り止めた事業者 20万円
- 4、酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮を実施した事業者 30万円

(2) 対応時期：令和2年4月30日～令和2年5月15日

- 1、北海道が休止要請する施設を営む個人事業主 15万円
- 2、北海道が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主 15万円
- 3、酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類を取り止めた事業者 15万円
- 4、酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮を実施した事業者 15万円

(取組み)

【1】休業・営業時間の短縮等（いずれか1つ以上）

- ①休業
- ②20時から翌日の5時までの7夜間営業の自粛
- ③2時間以上の営業時間の短縮

【2】感染拡大を低減する自主的な取組み

- ①3つの密（密閉・密集・密接）の防止…換気や行列間隔の工夫など
- ②飛沫感染、接触感染の防止など…マスク着用など
- ③移動時の感染防止…時差出勤や在宅勤務など

※【2】の①～③については、要請期間終了後も継続した取組みをお願いいたします。

(申請方法)

北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」に準じて、郵送及び窓口にて申請していただきます。

《申請に必要な書類》

- (1) 様似町休業等支援金申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）…申請書類に虚偽がないことを誓約していただきます。
* 様似町商工会の窓口で配布します。
(様似町商工会ホームページ <https://samani-shokokai.com> より印刷も可能です)
- (3) 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」申請書の写し
* 北海道の休業要請等に協力し、支援金を申請したことを確認させていただきます。
- (4) 営業の実態が確認できるもの
ア、直近の確定申告書（法人の場合は別表1、個人事業者の場合は第1表（個人番号を塗りつぶしたもの））
イ、対象施設の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（飲食店営業許可・酒類販売業免許等）
- (5) 業種・業態が確認できるもの
・施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し
・申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真
- (6) 休業等の状況が確認できるもの
・対象期間中に休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭広告チラシ（掲示物）やメニュー、それらが入った施設の写真、自社ホームページの写しなど
- (7) 感染リスクを低減する自主的な取り組みが確認できるもの
ア、休業の場合
・営業の再開に向けて、感染リスクを低減する自主的な取り組み内容が記載された文書または店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ等のいずれかで、それらをコピーしたものやそれらを撮影した写真
イ、酒類の提供時間短縮の場合
・休業等の要請期間開始時に行った、感染リスクを低減する自主的な取り組み内容が記載された文書または店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ等のいずれかで、それらをコピーしたものやそれらを撮影した写真
- (8) 通帳の写し
・口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページの写し
- (9) 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】
・申請者本人の身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証など）の写し

(受付方法及び受付期間)

- (1) 受付方法：窓口での受付及び郵送での受付とします。
※ 郵送の場合
〒058-0014
様似郡様似町大通2丁目122番地30 様似町商工会 へ郵送してください。
- (2) 受付期間：**令和2年5月18日（月）から7月31日（金）まで**

(給付の決定)

- (1) 申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を給付します。
支援金は給付決定後、順次指定の口座へ振込みます。
なお、営業の実態を把握できない事業者等については北海道の支給決定を待って給付決定を行う場合もあります。
 - (2) 申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知を発送します。
 - (3) 一方、申請書類の審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関して通知します。
- ※審査の中で、不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

(その他)

- (1) 本支援金の給付決定後、事業者申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、事業者に返還を求めるとともに、事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取り組みに係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する確認、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 事業者が下記に該当する場合は、支援金の給付対象ではありません。
 - ア 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下に同じ。）である。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
 - エ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (4) 申請書類に記載された情報を、公的機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）に提出する場合があります。

(様式第1号)

令和2年 月 日

様似町商工会
会長 工藤 仁 様

様似町 新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援金 申請書

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、休業等の要請に協力するとともに、感染リスクを低減する自主的な取り組みを行うため、支援金の給付を申請します。

【申請者】

事業所所在地	(〒 058 -) 様似郡様似町			
事業所名				
代表者氏名	Ⓜ (生年月日 T・S・H 年 月 日)			
連絡先	電話番号		携帯	

【振込先口座】

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	本店	当座・普通			
		支店				
フリガナ	口座番号					
口座名義人						

(注)ゆうちょの場合は「記号番号」ではなく、「支店名」「口座番号」それぞれの欄に記入してください

様似町商工会
会長 工藤 仁 様

誓 約 書

休業協力・感染リスク低減支援金に関して、次のとおり誓約します。

【休業等の要請期間中に申請される方のみ】

- ・申請書に記載の休業、酒類提供時間の短縮を必ず実施します。
- ・休業等の要請期間中に、営業を再開するなど申請要件に該当しなくなる場合には、様似町に事前に連絡します。

【以下、申請される全ての方】

- ・申請書類の内容は全て事実です。虚偽が判明した場合又は申請要件に該当しない状況となった場合は、支援金の返還に応じ、様似町が事業者名を公表することに同意します。
- ・申請書に記載した施設以外に、様似町内で休業等の要請の対象となる施設はありません。
- ・様似町から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）の求めに応じて提供することに同意します。
- ・申請者は、次の1～5のいずれにも該当しません。1 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
- 4 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ・感染症の状況により、休業等の要請期間が延長される場合、延長された期間についても申請書に記載の休業、酒類提供時間の短縮を必ず実施します。
- ・申請書類に記載した感染リスクを低減する自主的な取組を必ず実施します。

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

Ⓜ

※代表者本人が署名した場合は、押印不要です